我が国の戦略的コミュニケーション(SC) の現状と今後とるべき方策について -防衛省・自衛隊を中心に-

航空研究センター研究企画管理室 1等空佐 味﨑 利光

※ 本稿は、防衛研究所第 66 期一般課程及び政策研究大学院大学の連携プログラム(政策研究大学院大学政策研究科修士課程)において執筆した研究論文を一部加筆、修正したものである。

はじめに

2018年8月29日、総理大臣官邸において、防衛計画の大綱見直し作業に資 するための安全保障と防衛力に関する懇談会!の第1回会合が開かれた。その会 合において、一部の委員から、「国家としての戦略的なコミュニケーションのあ り方を国家安全保障の中核をなす概念として位置付け、政府要人の発言から外 交交渉、自衛隊の装備やその運用に至るまで、持てる手段の全てを相互に連関 させ、結合していく戦略的な取組が必要」との意見が出された2。その後の7回 に及ぶ議論の末、同年12月に「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱につい て」(以下「新防衛大綱」という。)が閣議決定された。その中において、「我が 国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素から の戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する」、「積極的な共同訓練・ 演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思 と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミ ュニケーションを外交と一体となって推進する」とされた³ (傍点は筆者)。「戦 略的なコミュニケーション(Strategic Communications)」(以下「SC」という。) という用語は、筆者が調べた限りにおいて、これまで我が国政府の安全保障に 関わる公式文書の中で使用された例はなく、この新防衛大綱が最初とみられる。 これは、政府が SC の取組が重要であると認識し、これを本格化させることが 必要との明確な意思を表明した証左である。

だがここで大きな壁に直面する。それは、SCとは何か、SC政策とはいかなるものか、そして、それが我が国政府及び防衛省・自衛隊にとってなぜ必要であり、そのためにいかなる取組をどのように行っていくべきかということが必ずしも明らかではないという問題である。残念ながら新防衛大綱を隅から隅まで読んでも、その回答は用意されていない。議論を一部先取りする形となるが、SCは米国などにおいて、2000年頃から政府がその重要性について着目し、実際に政策として採用され、その実践の中で失敗と成功を繰り返しながら発展してきた比較的新しい政策概念である。そのため、我が国においては、SCという言葉は未だ市民権を得ているとは言えず、SCの取組を進めると言っても、我が国政府及び防衛省のほとんどの実務者は、SCがどのようなもので、一体何から着手すれば良いかすら見当もつかないというのが本音ではないかと思う。したがって、SCの取組を政府として実施していくためには、SCという政策概念の理解が大前提であり、その上で SCの具体的な取組について議論されなければならない。

本稿は、こうした問題認識の下、欧米諸国の SC の概念を概観した上で、我が国の SC の現状について分析し、今後とるべき方策を明らかにすることを目的とする。そのため、まず1節で、先行例となる米国等の SC の定義を参考に本稿における SC の定義を明確にする。次に、SC がいつ頃登場しどう発展してきたのか、米国等の SC の原則とはどのようなものかを把握した上で、SC を実施する上での条件を整理する。その後2節において、我が国及び自衛隊がこれまでに行ってきたとみられる SC の取組を外部的に分析する。具体的には、我が国政府が推進している「自由で開かれたインド太平洋の実現」に係る取組と、我が国の安全の確保に係る取組の二つの事例を取り上げ、1節で抽出した SC の条件を用いて分析する。最後に、3節において、それまでの議論を踏まえつつ、今後我が国がとるべき方策など我が国へのインプリケーションについて考察することとする。

なお、本稿は個人の学術的考察に基づく見解であり、日本国政府及び防衛省・ 自衛隊を代表するものではない。

1 戦略的コミュニケーション(SC)の概念

本節では、SCの概念を理解するとともに、本稿におけるSCの定義を明確にするため、初めに米国政府、英国政府、NATO及び研究者により提示されたSCの定義を参考に、本稿におけるSCの定義の設定を試みる。次に、SCの歴史が

比較的長い米国及び英国の SC 政策の経緯を概観した上で、米国、英国及び NATO の SC の原則を参照し、SC を実施する上での条件を導出する。

(1) SCの定義

Joseph Samuel Nye は、ソフトパワーを「自国が望む結果を他国も望むようにする力」であると定義し、文化、政治的価値観、外交政策の三つがその源泉であると論じた4。そして、「軍事力と金銭の支払いというハードパワーと、説得と魅力というソフトパワーを組み合わせて成功をもたらす戦略」をスマートパワーと定義し、21 世紀におけるスマートパワーの重要性を強調している5。また、Paul Cornish らも、ハードパワーとしての軍事力の限界を理解した上で、説得と影響というソフトパワーが国家戦略目標を達成するための中核であるとして、SC の重要性を説いている6。ただ、こうしたソフトパワーや SC の重要性が認識される一方で、SC という言葉が示す内容についての認識は必ずしも統一されているわけではない。Christopher Paul は、SC の定義の困難さや SC の境界の曖昧さについて言及するとともに7、こうした SC の理解や認識の差異が、認識共有、具体的な問題の特定とそれに対する解決策の導出を困難にしていると指摘している8。

この節では、こうした SC の理解の困難性を念頭に、SC 政策の実施が先行している米国をはじめとする外国政府や研究者の定義を参照することで、SC の概念の全体像を把握するとともに、さらに個々の内容を踏まえた上で、本稿における SC の定義を決定する。

初めに、米国、英国、NATO 及び代表的な研究者 (Paul Cornish ら、Christopher Paul) による定義を表 1 に示す。

国・組織等		定義			
米国	ホワイトハウス	言葉及び行動の同期、並びにそれらが選択した相手にどのように認知されたのかということ、さらに、広報、広報外交及び情報作戦により実施されるものを含む、意図する相手に対して故意に伝達し、関与することをねらいとした計画と活動 ⁹			
	国防総省	米国の利益、政策、目的を促進するための有利な条件を創造、強化、保持するために、主要な相手を理解し関与するという、明確な目標を持った米国政府による努力であり、国家			

表1 米国政府等及び研究者による SC の定義

我が国の戦略的コミュニケーション(SC)の現状と今後とるべき方策(味崎利光)

		権力の全ての手段による行動に同期するよう調整されたプログラム、計画、テーマ、メッセージ、成果を通じて実施されるもの ¹⁰
英国国防省		個人、グループ及び国家の態度や行動様式に影響を与えることにより、英国の国家安全保障の目的を実現するための、組織的によく調整された全てのコミュニケーション手段の使用11
NATO		NATO のねらいを進展させるとともに、同盟の政策、作戦及び活動を後押しするための NATO のコミュニケーション活動と能力-広報外交、広報、軍事広報、情報作戦、心理作戦-の調整された適切な使用12
Paul Cornish &		戦略、作戦、戦術レベルにおいて行われ、維持される一貫性をもった組織的な一連の活動であり、それは、ターゲット・オーディエンスの理解に資するとともに、(相手の)特定の振る舞いを促進し、かつそれを維持するための効果的なチャンネルの特定に資する ¹³
Christopher Paul		国家目的を後押しするために、選択されたオーディエンスに対して通知し、影響を与え、又は説得する意図をもった連携された行動、メッセージ、イメージ及びその他シグナルを送る行為又は関与の形態 ¹⁴

この表からもわかるとおり、SCの定義は、組織あるいはそのレベル、目的や手段の捉え方、政策的位置付けや SC として扱う活動の範囲、筆者の認識などによって千差万別であることがわかる。

次に、それぞれの定義の具体的内容を定性的に分析する。まず、米国ホワイトハウスの定義では SC を 3 点で表現している。それは、①言葉及び行動の同期、②それらが選択した相手にどのように認知されたのかということ、及び③意図する相手に対して故意に伝達し関与することをねらいとした計画と活動、である。特徴的なのは、①の言葉と行動の同期のみならず、それを相手がどのように受け止めたかという評価の部分も含めている点(②)と、①及び②を実施するためのプロセス(③)も SC の定義に含めている点である。一方で、「意図する相手に故意に伝達し、関与することをねらいとする」という「活動の目的」は明示されているものの、SC そのものの政策的な目的やねらいに関する記述はみられない。

次に、米国の国防総省の定義をみてみたい。ここでは、ホワイトハウスの定義とは異なり、「米国の利益、政策、目的を促進するための有利な条件を創造、

強化、保持するため」とあるように、国防総省としての SC 自体の政策的な位置付けが明確にされている。また、SC を「主要な相手を理解し関与するという明確な目標を持った米国政府による努力」と一言で表現し、これは「国家権力の全ての手段による行動に同期するよう調整されたプログラム、計画、テーマ、メッセージ、成果を通じて実施されるもの」という政府の活動のプロセス全体を含むとしており、ホワイトハウスの定義の③を言い換えたものと解釈できる。ただ、「米国政府による努力」という表現は非常に抽象的であり、「努力」という言葉が指す内容が非常に曖昧なため表現として適切とは言い難い。

英国防省のSCの定義はどうだろうか。英国では、「個人、グループ及び国家の態度や行動様式に影響を与えることによって英国の国家安全保障の目的を実現する」ことがSCの政策目的であるとし、「組織的によく調整した上で全てのコミュニケーション手段を使用すること」がすなわちSCであると解される。なお、米国の定義にあった「意図する相手に故意に伝達し関与する」や「主要な相手を理解し関与する」という部分と、英国の「個人、グループ及び国家の態度や行動様式に影響を与える」という部分の趣旨は共通しており、英国の方がその部分に関してより具体的に表現している。

NATO の定義では、「NATO のねらいを進展させ、同盟の政策、作戦及び活動を後押しする」というのが SC の政策目的であり、「NATO のコミュニケーション活動と、広報外交、広報、軍事広報、情報作戦、心理作戦といった能力の、調整された適切な使用」が SC であるとしている。これをみると、政策目的と SC そのものの行為という構成、あるいはそれらの内容は、言葉は少々異なれど、本質的には英国のものと概ね一致している。

主要な研究者である Paul Cornish らや Christopher Paul による定義をみると、両者とも「(相手の) 特定の振る舞いを促進し」や「選択されたオーディエンスに対して通知し、影響を与え、又は説得する」といった表現があるように、相手の認識に影響を与えて特定の方向に行動を仕向けることをねらいとしており、これは、米国や英国とも共通している。また、SCとは「戦略、作戦、戦術レベルにおいて行われ、維持される一貫性をもった組織的な一連の活動」や「連携された行動、メッセージ、イメージ及びその他シグナルを送る行為又は関与の形態」であるとし、「一貫性のある連携した活動や行動」との表現も米国や英国のものとも整合している。さらに、Christopher Paul によれば、「国家目的の後押し」を SC の政策目的として挙げており、これは英国や NATO、米国国防総省の定義と共通している。

SC に関しては、本来、各国の国益、国家政策目標、使用可能な国家の手段の違いなどにより SC 政策の実現方法も異なるため、その定義が万国共通でないのはある意味当然のことと思われるが、それでも質的に大きな差異はみられないことは興味深い。一方で、我が国の SC に関しては、筆者が調べた限りにおいて必ずしも SC の定義は明確にされていない。定義の不在は、実務面での不都合を招く恐れがあるとともに、本稿においても、明確な定義がないままに議論を進めることは説得力を欠く。そこで、我が国の SC の定義を明確にするべく、筆者による独自の定義の決定を試みる。

これまでの分析結果による SC のポイントは、①SC の政策目的、②SC の政策目的を達成するための手段、③手段を可能ならしめるための具体的な方法の 3 点に集約される。つまり、SC の政策目的としては、「国益、国家の目的・政策、より具体的には国家の安全保障目的・政策を後押しすること」と考えるのが妥当である。次に、政策目的を達成するための手段としては、「意図する相手 (ターゲット・オーディエンス)に影響を与え、その行動を特定の方向に誘導すること」と考えることができる。最後に、手段を可能ならしめるための方法として、「関係する組織間で良く調整され、同期された政府のコミュニケーションのための活動・行動」と捉えることが適当であり、これには、政府の声明など言葉によるメッセージの発信や自衛隊や海上保安庁などを含む政府としての行動によるメッセージの発信も含まれると考える。以上のような考え方の下で SC を定義すると、次のように整理できる。

SC とは、「ターゲット・オーディエンスの認識に影響を与え、その行動を 特定の方向に誘導することにより、国家の安全保障政策の実現を後押しする ための、関係する組織間で良く調整され、同期された、政府の対外的な情報 発信及び政府としての行動」である。

本稿では、2節以降で我が国の SC の取組に関して議論する。この際、本定義を準用することとする。

(2) SCの登場経緯とその発展

ア 米国

米国の非営利団体で言語、科学、文化のリテラシーを促進している IDEA (Institute for Dynamic Educational Advancement) ¹⁵の調査によれば、SC という

用語は、本やウェブなど米国社会において、1990 年代に一般的となり 2000 年代にその使用が急増したとされる¹⁶。

米国政府における SC の起源は、1999 年4月 30 日に発出された米国の広報 外交の再編強化に関する大統領決定指令第 68 号¹⁷や 2000 年 5 月に出された軍 事的紛争における心理戦支援としての情報の創造と拡散に関する報告書18にあ るとされている¹⁹。そして、その後の SC の発展について矢野哲也は次のように 述べている。米国の SC 政策が本格的に注目される契機となったのが、2001 年 の米中枢同時テロである20。米国政府は、米中枢同時テロがきっかけとなって 始まったアフガニスタン作戦と、その後のイラク戦争の経験を踏まえ、2004年、 将来の米軍に必要とされる戦力向上の方策を勧告するための官民一体かつ省 庁横断的な研究作業を、国防科学委員会(Defense Science Board)の下で行った ²¹。その中で SC をテーマとする分科会が設けられ、その成果が同年 12 月に公 表された22。この報告書では、米中枢同時テロ後、米国の政治・外交・軍事の指 導者達は、効果的かつ調整された SC なしには対テロ戦略が完遂できないと悟 ったこと、SC は米国の国家安全保障と外交政策にとって死活的であること及 び SC は変革されねばならないことなどについて言及された²³。また、SC を担 当する国家安全保障問題担当大統領副補佐官ポストの新設、NSC内における SC 委員会の創設、広報外交・広報担当国務次官に対する各省庁への SC に関する 指示・計画立案の主体としての役割の明確化、国防総省政策担当国防次官及び 統合参謀本部に対する全軍事計画・作戦への SC の要素の具備など、SC に関す る政府の体制(態勢)強化を政府に勧告した24。その後も DSB は 2007 年に、 新たな戦略環境に対応するため、SC の変革についてのさらなる研究を行い、そ の成果を翌年1月に報告書として公表した²⁵。米国は、2001年の米中枢同時テ ロを契機に、SC が外交・安全保障政策に死活的に重要な政策ツールであること を認識し、以降 SC に係る政府の体制強化を図っていったのである。

さらに矢野はこう続ける。一方、SC が国防政策の一部として正式に取り上げられたのは、2006年の『4年毎の国防計画の見直し』(QDR: Quadrennial Defense Review)である²⁶。その中で SC は、政府機関間の作戦の強化などと並ぶ国防総省の取組の一つとして取り上げられ、「長期的な戦いの勝利は、米国とその国際パートナーによる SC に究極において依存している²⁷」と明記された。これには、先のアフガニスタン作戦における一つの教訓も関係しているとみられる。具体的には、テロ組織自身の IED の過早爆発(誤爆)によって現地住民に死者が出た際に、テロリストが、米国のプレデターの攻撃によるものと偽った情報

を記者に提供し、嘘の情報を瞬く間に世界中に拡散することで、米軍にとって 悪いイメージを印象づけることに成功し、これにより米軍の作戦を取り巻く環境が大きく損なわれたというのである²⁸。これを教訓とし、米軍は、「ナラティブをめぐる戦い」の重要性を指摘した。そこでは、全レベルでの目的達成のための情報とナラティブのための戦いの重要性を認識する速度が、特に、指導者レベルにおいて遅かったことが教訓であると結論づけており、情報とコミュニケーションの管理が死活的に重要である旨説いている²⁹。

このように米国政府においては、2001年以降のアフガニスタンでの対テロ戦争、それに続くイラク戦争において対反乱作戦を行う中で SC の重要性が認識され、政府全体の主要な政策課題の一つとして取り扱われたことで、国防総省などにおいても、さらなる概念の具体化が図られることとなった。

そのような流れの中で、米国防総省とホワイトハウスは、2009会計年度国防 権限法第 1055 条に基づき、2009 年 12 月及び 2010 年 3 月にそれぞれ SC に関 する報告書を議会に提出した³⁰。両報告書においては、まず、それまで必ずしも 明確でなかった SC の定義に関して言及がなされた。これは、ホワイトハウス の報告書に記述されているように、「これまで数年間、SC という用語の使用頻 度は高まってきたが、この用語の誤った使用が重大な混乱を招いた31」ことか ら、米国政府における SC の概念を再度整理するために作成されたものとみら れる。そうした観点の下、ホワイトハウスの報告書では、概念整理に加え、行 政組織における SC の役割も明確にした。例えば、「言葉と行動の同期に対す る責任は、従来、(広報部門を中心とする)コミュニケーション・コミュニテ ィーにあるとしていたが、これによる管理や統制の範囲外においても、コミュ ニケーション上の価値を持ち影響を与え得る、同期されるべき能力や活動が存 在し、米国政府がとる活動は全てメッセージとして伝わるため、その同期は、 省庁レベルの指導者の連帯責任とする32」とした。さらに、「政府レベルでの戦 略的な企画、NSCスタッフが指導する関係省庁政策委員会、運用レベルの関係 省庁調整グループなど国家レベルの省庁間協力を促進する33」こととされ、米 国政府が発する言葉と実際の行動に関する全ての関係省庁の同期の重要性を 指摘し、同期すべきコミュニケーション・コミュニティーの範囲を拡大した。 また、関係省庁の連携をより一層向上させるため、NSC スタッフに対して調整 権限を付与した34。加えて、広報外交を国務省の責任と定め、国防総省はSCに 関する伝達と関与の重要な貢献者と位置付けるなど、不明確となりがちな SC と広報外交に関する国務省と国防総省の責任分担の明確化を図った35。

このように、米国は 2000 年代以降、SC の実施を通じて様々な課題に直面したとみられ、それらを解決するために、2009 年以降、定義の確定、政府中枢 (NSC スタッフ) の調整権限の拡大、関係省庁の役割分担の明確化など SC に必要な政策基盤の整備を行ったのである。

また、2009 年 10 月には、ホワイトハウス及び国防総省の報告書とも整合した、『SC Joint Integrating Concept』(以下「SC コンセプト」という。)と題する軍事レベルのコンセプトも統合参謀本部によって作成されている³⁶。これは、米軍として SC 政策を実践していく上での原則事項が整理されたものであり、具体的に、対象期間を 2016 年から 2028 年頃までとした上で、米軍の各級指揮官が SC の目的を達成するための作戦計画の立案方法やその実施要領などについての大枠が示されている³⁷。

興味深い点として、2012年11月、米国総省は、SC政策を実施する上で従来 の人員、組織との重複及び役割・機能の曖昧さが問題であると指摘し、このよ うな混乱を避けるため、これ以降は SC という用語を使用せず、代わりにコミュ ニケーション同期 (Communications Synchronization) (以下「CS」という。) 38と いう用語を使用することとした39。この用語変更に関しては、ブッシュ政権下 で価値を損ねた SC という言葉を民主党政権の国防総省が刷新した可能性や、 国防長官府の広報サイドと政策サイドの縄張り争いの帰結ではないかとの見 方もできる。しかしながら、米国はこれ以降 SC という用語を用いていないこ とや、率直に SC という用語がどのような行為を示すのかという点で今なお曖 昧さが残る点などを考慮すると、文字どおり用語がもたらす混乱の回避という のが最大の理由であった可能性が高い。いずれにせよ、この用語変更を受けて 米軍は、2013 年 12 月、『Commander's Communication Synchronization(指揮官 のコミュニケーション同期)』と題する統合ドクトリンノートを策定し、軍レ ベルの SC の手順を刷新した40。これにより米軍は、戦略レベルから戦術レベル に至るまでの、作戦の計画・実施段階における業務手順を細かく規定するとと もに、情報作戦など関連する作戦との関係性なども示すことで、SC の管理のさ らなる徹底を図ったとみられる。

このように、米国では、過去の教訓などを基に SC 政策を深化させるとともに、ドクトリンなどの制度を確立し、組織の上位レベルから下位レベルに至るまで SC 政策が適切に実行されるような体制を構築してきた。

イ 英国

英国の SC に対する関心の高まりも、2001 年以降のアフガニスタン作戦において有効なナラティブの創出に失敗したことが契機とされる⁴¹。英国においては、2002 年以降、広報外交のさらなる発展のため、関係省庁の役割と責任の明確化やその効果を測定し評価するための改善策の導入をはじめとする取組に関する報告が英国議会の議員らによって行われ、その結果、2006 年 4 月に、コミュニケーション戦略の承認、資源配分決定に対する助言、効果の測定及び評価の確認の責任を有する広報外交委員会が結成され、SC に関与する主要な政府機関に対して、戦略的な指針を提供する枠組みの基礎が整備された⁴²。また、1998 年の『戦略防衛レビュー』において、英国軍の任務の一つに位置付けられた防衛外交は、2000 年代後半以降にイラク戦争やアフガニスタン作戦がある程度終息に向かったことで、軍事作戦遂行以外の軍隊の役割として特に重視されるようになり、英国の影響力を拡大するためのツールとして、軍のアセットを活用するという姿勢へと変化していった⁴³が、これも、SC の発展に寄与していると考えることができる。

このような 2000 年代の英国政府内での SC に関する議論の活発化を経て、 2010 年の SDSR (The Strategic Defence and Security Review) において初めて SC が明確に規定されるに至った。この中で SC は、態度や行動様式を英国の国益に沿うように変えさせることができるとともに、危険な個人、グループ及び国家の影響を弱体化することができるとし、英国の国家安全保障にとって重要なものであると位置付けられた 44 。その後、 2011 年 3 月に、SC に関する初めての統合ドクトリンノートが、英国防省の DCDC (The Development, Concepts and Doctrine Centre) から出版され、 2012 年 1 月に改訂された。この統合ドクトリンノートは、SC の価値や目的などをよりよく理解するための軍事的な取組に関する出発点と位置付けられ、SC の定義、類型、軍との関係に加え、SC を実践するための必要条件、原則及び他省庁や部隊との連携なども記述されており、軍のみならず、英国政府全体に共通する包括的な SC 政策文書としての側面も有している 45 。

このように、英国においても 2000 年代前半以降、SC を政府の政策として取り上げ、国防省を中心に SC の概念整理を行うとともに、SC への軍の活用や組織間連携などの要領について具体化するなど、SC に関する制度作りを深化させてきている。

ウ 小括

これまで米国及び英国の SC 政策の変遷をみてきたが、両国の SC の経緯からわかることは、軍が政府の SC 政策に関するメッセージの伝達役としての大きな役割を期待され、また軍もそれに応えようと様々な制度を構築するなど適切に対応してきているという点である。そのため、米英両国の軍隊が SC に関わっていった経緯を辿ることは、防衛省・自衛隊の SC への関与の在り方を考える上でも大いに参考になる。さらに、こうした経緯は、我が国が SC 政策を進めるに当たって二つの示唆を与えてくれる。第一に、SC 政策導入の意義の理解に資する点である。SC 政策の誕生の経緯は、導入の意義を考える上で最も重要な意味を有すると考えられる。第二に、過去の歴史における教訓と課題などを事前に把握し、これを他山の石とすることで、円滑かつ迅速な導入に資する点である。まさに SC の歴史は、我が国の SC 政策の在り方を考える上での貴重な知識データベースとしての価値を持つと言える。

(3) SCの条件

次に、SC の条件について考察する。その前に SC の原則を確認しておく。表 2 は、米国、英国及び NATO が採用している SC の原則を整理したものである。

国・組織	原則
米国	①指導者主導、②対話によるオーディエンスの理解、③即応性と継続性、④結果を基礎とした評価、⑤信憑性、⑥一貫性
英国	①政策主導、②内外の多様なパートナーへの関与、③情報環境への順応性、④評価、⑤信憑性、⑥組織内外における縦横のメッセージの一貫性、⑦情報空間における即応性向上のための権限委譲
NATO	①指導力、②相手の理解、③俊敏性及び創造性、④評価、⑤信憑性、⑥協力、包括性、継続性、⑦権限移譲

表2 米国、英国及びNATOのSCの原則

(出所) 英国統合ドクトリンノート「Strategic Communications: The Defence Contribution JDN 1/12」(January 2012) 別紙 3A「Comparator of Strategic Communication Principles」(3A-1 頁) から引用。

上記原則のうち、①指導者(政策)主導・指導力、②評価、③信憑性、④即 応性向上のための権限移譲・俊敏性の4点は三者のいずれにも共通している。 我が国の戦略的コミュニケーション (SC) の現状と今後とるべき方策 (味崎利光) 特に、指導者 (政策) 主導・指導力という点に関し、英国の統合ドクトリンノートでは、SC を牽引するのは政策指導者や司令官・部隊指揮官による強いリーダーシップであり、各レベルの指導者は、第一に、情報ドメインにおいて正当性を確保し続けることが、政策の遂行や任務の達成の絶対条件であると強調している46。また、2017 年 3 月のゲラシモフ統合参謀総長の「情報支配は戦闘行動における必要不可欠な前提である」との発言のとおり、ロシアが 2014 年のクリミア危機において本思想の下で作戦を有利に進めたことに対し、NATO は SCのさらなる強化に取り組んでいる47。このように、米国等の原則では、作戦の成

否に極めて大きな影響を与える情報ドメインにおける正当性の確保について、 指導者層がこれを重視すべきことを説いており、SC をトップダウンで行う必

要性を強調している。

即応性(のための権限移譲)にも注目したい。前節で、アフガニスタン作戦においてテロ組織が偽情報を流すことにより、米軍のレピュテーションを下げることに成功したという事例を取り上げたが、こうした偽情報や誤報に対しては、それを即座に打ち消すための対応能力と、それを可能ならしめる現場レベルへ対外発信に関する権限移譲が必要と述べている⁴⁸。真実と異なる偽の情報拡散による世論操作の影響を局限し、我が方が不利な環境に陥るのを防止するためにも、カウンターとしての SC が重要であることを示唆している。

また、(組織内外におけるメッセージの) 一貫性にも着目したい。ホワイトハウスの報告書において、「米国政府の国益、政策及び目的を発展させるために、行動と言葉の同期は、効果的な SC と戦略の中核をなす」との表現がみられるとともに49、国防総省の報告書では、「SC のプロセスにおいては、国防総省や米国政府内に留まらず、必要な場合は国際パートナーなどとも連携する必要があり、米国の言葉と行動が首尾一貫し、相互に強化されなければならず、言葉と行動の不一致による効果の減殺をなくす必要がある」と指摘している50。このように、政府内あるいは必要な場合は関係国とも連携して、メッセージの一貫性を確保し、言動を一致させ、首尾一貫した簡潔なメッセージを発信することが、国際社会において、政策に対する支持を集める上で極めて重要であることがわかる。

ここまで米国や英国をはじめとする諸外国の SC の定義、経緯とその発展、原則について分析した。これらの国々は、イラク戦争やアフガニスタン作戦などにおける教訓等を踏まえて試行錯誤を重ねつつ、SC 政策の概念を発展、深化させてきた。今後 SC を本格化させる我が国にとっては、こうした欧米諸国の

SC 政策の概念は、大変参考になるものであり極めて有益な知識となり得る。

ここでは、以上の議論を踏まえ、次節における我が国の SC の取組の分析する上での SC の条件を導出する。その際、米国や英国は SC 政策の歴史が比較的長いのに対して、我が国は SC 政策の経験が浅いという点を考慮し、米国等のSC の原則をそのまま取り入れるのではなく、より基本的かつ総合的な観点から、条件としてふさわしいと考える事項を筆者が独自に考察し、列挙した。以下にこれを示す。

第一に、コミュニケーション上のメッセージの簡潔性・一貫性(言動の一致を含む)の観点である。SCを実施していく上で、こちらが発信するメッセージは、明瞭かつ一貫性があり、相手に受け入れられ、理解され得るものでなければならず、また、政府が発する言葉と関連活動・行動との間にギャップがあってはならない。これは、米国や英国のSCの原則の一つに取り上げられているとおりである。

第二に、発信手段の多様性である。ターゲット・オーディエンスに対して効果的にメッセージを発信するための手段として、自衛隊の活動等を含む利用可能なあらゆる手段を活用することは、SCの取組の幅を広げ効果的なSCの実施に資する。このため、同項目を条件の一つとして取り上げる。

第三に、発信の適時性である。これは、情報には旬があり、時宜を踏まえないコミュニケーションは効果を減殺すると考えられることから重視されるべき要素である。特に、米国等において、即応性・俊敏性が原則の一つとされているとおり、特にカウンターとしての SC の効果を発揮させるためにも、発信の適時性は重要である。

第四に、組織間連携である。これは本稿の SC の定義にあるとおり、政府の SC 活動は、関係する組織間で良く調整され、同期される必要があるという観点 から取り上げた。

第五に、ターゲット・オーディエンスの選定である。これも SC の定義において「意図する相手に影響を与えること」が SC 活動の最大のねらいと考えられることから、条件の一つとして取り上げた。つまり、意図する相手をしっかりと見定めた上でコミュニケーションがなされるべきという視点に立ったものである。

以上五つの SC の条件を評価要素とし、次節において、我が国の SC の取組を 五つの観点から分析することとする。

2 我が国のSCの取組

本節では、我が国における SC の政策的な位置付けを確認した後、1節で導出した SC の条件を用いて、2016 年以降、安倍政権の下で進められている「自由で開かれたインド太平洋の実現」に係る取組と、2016 年以降、北朝鮮の核・ミサイル脅威に対してとられた我が国の安全の確保に係る取組の二つの事例について、内閣官房、外務省及び防衛省等の公開文書、刊行物、報道発表資料及び国内外メディア報道などの資料を基に分析する。

(1)政策的位置付け

2013 年 12 月、第二次安倍政権下において、日本政府は、初めてとなる国家安全保障戦略を策定した。この中で、「国家安全保障政策の推進に当たっては、その考え方について、内外に積極的かつ効果的に発信」すること、「官邸を司令塔として、政府一体となった統一的かつ戦略的な情報発信を行う」こととした51 (傍点は筆者)。また、同日公表された「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」においても、「自衛隊の任務を効果的に遂行していく上で必要な国内外の理解を得るため、戦略的な広報活動を強化し、多様な情報媒体を活用して情報発信の充実に努める」こととし、防衛省としても情報発信の強化をしていくこととされた52 (傍点は筆者)。さらに 2018 年 12 月に公表された新防衛大綱において、「平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する」旨記述されたことは本稿の冒頭で述べたとおりである53 (傍点は筆者)。

一方、外務省における広報外交戦略に質的な変化が現れてきたのは、同じく第二次安倍政権発足後の2013年頃である。例えば、外務省は戦略的な広報文化外交を推進するため、外務大臣を本部長とするパブリック・ディプロマシー戦略本部を設置し、2013年10月に第1回会合を開催した54。また、2015年度の外務省の予算案において、戦略的な対外発信に充てる予算を大幅に増額し計上するとともに、2015年版の外交青書において、「戦略的な対外発信」という用語が、第四節第一項のタイトルとして初めて登場した55。また、2018年版の外交青書では、①日本の「正しい姿」を含む政策や取組の発信、②日本の多様な魅力の発信、及び③親日派・知日派の育成という3本柱に基づいて戦略的に対外発信を実施していること、また、国際社会の平和安定・繁栄に対する日本の貢献への理解や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化等を念頭に発信の取組を強化していることに言及している56。

このように、SC に関連する政府の取組は、2012年 12月 26日の第二次安倍

政権の発足以降、徐々に進展してきている。しかしながら、SCに関連する取組は、未だ発展途上の段階であることに変わりはなく、制度によって規定された SC に関する政府内の枠組みやドクトリンなどは存在していないとみられる。 だからと言って、我が国は SC を全く実践していないということを意味するものではない。青井千由紀も指摘するように、むしろ我が国は、行動によるメッセージを積極的に発信していると考える⁵⁷。

そこで、次節では、主として防衛省・自衛隊が、政府が推進する SC に対してどのような取組を行っているのかについて、「自由で開かれたインド太平洋の実現」に関わるものと、我が国の安全の確保に関わるものの二つの事例を取り上げ考察する。その際、1節3項で導出した SC の条件である、①メッセージの簡潔性・一貫性、②発信手段の多様性、③発信の適時性、④組織間連携、⑤ターゲット・オーディエンスの選定という五つの要素を中心に分析を行うこととする。

(2)「自由で開かれたインド太平洋」の実現に係るSCの取組

外務省によれば、インド太平洋構想とは、安倍総理が 2016 年8月にケニアで開いたアフリカ開発会議(TICAD)で打ち出した外交戦略であり、成長著しいアジアと潜在力の高いアフリカを重要地域と位置付け、二つをインド洋と太平洋で繋いだ地域全体の経済成長を目指すものとしている58。また、インド太平洋地域の海洋秩序は、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業などの様々な脅威に晒されており、こうした脅威を取り除くとともに、質の高いインフラ整備等により域内の連結性を高めることなどを通じて、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、この地域を安定と繁栄をもたらす「国際公共財」にしようとするものと説明している59。具体的には、航行の自由、法の支配・自由貿易等の普及・定着、連結性の強化などによる経済的繁栄の追求、海上法執行能力の向上支援、海賊対策、防災、不拡散などを含む平和と安定に取り組むとしている60。

こうした考えの下、新防衛大綱において初めて「自由で開かれたインド太平洋」という言葉が登場した⁶¹。具体的には、「自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する⁶²」とされ、防衛省・自衛隊の本構想へのコミットメントがここに明示された。

このような状況の中、海上自衛隊は、2017年に続いて2018年もインド太平

洋方面派遣訓練を実施した。これは、ヘリコプター搭載護衛艦を含む数隻の護衛艦をインド太平洋地域へ派遣し、数か月に及ぶインド洋への航海期間中、ASEAN、インド、スリランカ、米国、オーストラリア、カナダ等の海軍との共同訓練の実施や域内各国への寄港を通じ、地域の平和と安定への寄与を図るとともに、各国との相互理解の増進及び信頼関係の強化を図るものである⁶³。特に、2018 年のインド太平洋方面派遣訓練の目的には、「自由で開かれたインド太平洋の前提は、地域の平和と安定であり、海上自衛隊はこの実現に向け各国との協力を推進していく」旨明確に言及されており、海上自衛隊が本訓練を「自由で開かれたインド太平洋の実現」のための一手段として位置付けていることは明白である⁶⁴。

ここで、2018年のインド太平洋方面派遣訓練について、上記条件を用いて分析する。

ア メッセージの簡潔性・一貫性

海上自衛隊が8月21日に公表した本訓練のプレスリリースでは、「自由で開かれたインド太平洋」という用語こそ含まれてはいないものの65、海上幕僚長が公表当日に実施した定例記者会見において、「政府が推進している自由で開かれたインド太平洋戦略の平和と安定の確保という目的に合致する66」と述べるとともに、海上自衛隊のホームページ上に掲載したインド太平洋方面派遣訓練の特設コーナーにおける訓練目的に、「自由で開かれたインド太平洋の前提は、地域の平和と安定であり、海上自衛隊はこの実現に向け、各国との協力を推進していく67」との文言が含まれている。つまり、「自由で開かれたインド太平洋の平和と安定の確保」というフレーズがコンパクトなキーメッセージとして発信され、これが各種報道で取り上げられていることからも、メッセージの簡潔性が十分に考慮されていると言える。また、メッセージの一貫性についても、安倍総理、外務大臣、防衛大臣などの政府高官による度重なる「自由で開かれたインド太平洋の実現」という「発言」と、インド太平洋方面派遣訓練をはじめとする自衛隊や、後程紹介する海上保安庁等の「行動」との間には、十分な言動の一致が図られていると考えられる。

イ 発信手段の多様性

初めに、「自由で開かれたインド太平洋を実現する」という言葉による発信がある。例えば、統合幕僚長は、2019年1月8日から9日の間、昨年に引き続

きインドで開催されたライシナ・ダイアローグに2年連続で参加したが、そのパネル・ディスカッションにおいて、「自由で開かれたインド太平洋を実現する」ため、各国が法の支配、航行の自由といった普遍的価値に基づき協調していく重要性や、日米豪印仏の強固な連帯等について、昨年と同様に今年も発信している⁶⁸。

また、海上幕僚監部は、ホームページ上でもこの訓練を詳しく紹介することでメッセージを発信している。具体的には、海上自衛隊のホームページで、インド太平洋方面派遣訓練を特集しており、その中で訓練の目的、期間、行動概要などの基礎情報に加え、訓練全般にわたる活動の様子を撮影した写真や動画を詳しく掲載しているが、特にその動画では、約2か月におよぶインド太平洋方面派遣訓練において実施した外国軍等との共同訓練や艦艇見学の受け入れ、外国海軍指揮官との共同記者会見など活動の細部を紹介しており、全体を通じて自由で開かれたインド太平洋の実現に向け取り組む海上自衛隊の真摯な姿が印象付けられるものとなっている。本サイトは英語版のものも用意されており、日本語版とほぼ同様の情報を得ることができる。さらに、ツイッターやフェイスブックなどの SNS やユーチューブなどでも写真や動画が公開されている。

本訓練では、フィリピン、インドネシア、スリランカ、インド、シンガポー ルの5か国を訪問しているが、そのうち、フィリピンを除く2か国で訓練指揮 官(将官)による記者会見を開いており、またインドネシアとインドでは訪問 部隊の指揮官とそれぞれ共同記者会見を行い、その様子は現地の報道でも取り 上げられていることから、効果的な手段であったと言える%。中でも注目すべ きは、フィリピンを訪問した際の行事である。9月1日にスービック港に入港 した派遣部隊は、ドゥテルテ大統領による護衛艦「かが」の艦内視察を受けた。 実はドゥテルテ大統領は、2017年度に行われたインド太平洋方面派遣訓練でも 護衛艦「いずも」に乗艦しており、2年連続の派遣部隊訪問となる。ドゥテル テ大統領による護衛艦「かが」の訪問は、フィリピン政府機関であるフィリピ ン情報庁による発表70やフィリピン政府報道局による動画配信71なども行われ、 現地メディアでも多く取り上げられた⁷²。前述のインドやインドネシアでの共 同記者会見は、現地メディアでも一部で報道されているが、フィリピンの場合 と比較すると、報道の取り上げられ方は明らかにフィリピンのものが多い。こ れは、「ドゥテルテ大統領の訪問」が極めて大きく影響していると考えられ、調 整には時間と労力を要するものの、実現に至れば多くのメディアに取り上げら 我が国の戦略的コミュニケーション (SC) の現状と今後とるべき方策 (味崎利光) れることが期待されることから、今後も大統領などの政府要人の同席を得ることが重要である。

このように、発信手段に関して、多種多様な手段が組み合わせられており、 メッセージを多角的に発信していくための取組が積極的に行われているもの と考えられる。

ウ発信の適時性

海上自衛隊ホームページを見ると、イベントごとに更新するスタイルがとら れているほか、SNS による発信に関しても適時にアップデートされており、適 時性は確保されていたものと考えられる。ただし、発信の同期という点に関し て言えば、改善の余地が残されていると考えられる点が認められた。それは、 海上自衛隊が本訓練の公表を行った8月21日の小野寺防衛大臣の記者会見で ある。実はこの日、防衛大臣はスリランカを公式訪問中であった。防衛大臣は、 スリランカの国防担当国務大臣との会談を終え、日本時間の 19 時過ぎに記者 会見を実施したのだが、インド太平洋方面派遣訓練の中でスリランカ訪問がそ の時既に決定されていたにも関わらず、大臣からはインド太平洋方面派遣訓練 に関する言及はなかった。仮に、海自護衛艦「かが」が自由で開かれたインド 太平洋の平和と安定のために9月にスリランカと共同訓練を行うことが、防衛 大臣によって現地で発信されていたならば、スリランカのメディアがインド太 平洋方面派遣訓練に注目し、9月の護衛艦「かが」のスリランカ訪問時により 多くの取材がなされた可能性がある。内部部局と海上幕僚監部との間で、本訓 練の公表に関してどのような調整がなされたのかは不明であるが、発信の同期 を図るという観点及び大臣という政府高官からの発信力を踏まえると、この時、 防衛大臣からもインド太平洋派遣訓練におけるスリランカ訪問に関する何ら かの言及がなされた方がより効果的であったと思われる。

工 組織間連携

他省庁との連携に関しては、特に外務省では、シンガポールのチャンギ海軍 基地やフィリピンのスービック港の寄港時において、その様子を在シンガポール大使館及び在フィリピン大使館のホームページ上に写真付きで紹介しており、海上自衛隊と外務省との間で広報上の連携が図られている様子が確認できる⁷³。また、既述のドゥテルテ大統領による派遣部隊訪問の際、大野防衛大臣政務官とともに、羽田駐フィリピン日本大使も大統領を出迎えており、外務省と

十分に連携が図られていたことが示唆される。

また、海上保安庁は2000年以降毎年、海賊対策の一環として東南アジア海域 沿岸国の海上保安機関に対する法執行能力向上支援や連携・協力関係の構築・ 推進のため、巡視船を約2か月弱同海域等に派遣しているが、2018 年 10 月の 巡視船派遣⁷⁴では、日豪首脳会談のためオーストラリアを訪問していた安倍総 理が、ダーウィンに寄港中の巡視船「えちご」を訪問し、乗組員に対して訓示 を行った。その際、巡視船による海賊しょう戒や諸外国の海上保安機関との連 携を通じて、国際的な海洋秩序が形成・強化し、法の支配に基づく自由で開か れたインド太平洋を世界の海で体現すべき旨述べた75が、その様子はオースト ラリアの主要メディアにも取り上げられた。オーストラリアの主要紙の一つで ある The Australian は、そのホームページ上のニュース映像において、「自由で 開かれたインド太平洋」という言葉こそ報じなかったものの、南太平洋におけ る軍事的優越の戦略的競争のため、ダーウィンを寄港中の日本の海上保安庁の 巡視船を、日本の安倍首相が視察したと報じた76。巡視船の派遣を総理の視察 とリンクさせたことが、今般の海外メディアによる報道に繋がったと考えられ、 先述のドゥテルテ大統領による護衛艦「いずも」の訪問と同様、政府高官との コラボレーションは、メディアを引き付ける上で大変効果的だと言える。この ようなダーウィンでの総理による巡視船「えちご」への視察は、海上保安庁と 内閣官房及び外務省等との連携の下で計画し、実施したものと推察され、省庁 間の協力が緊密に行われていたものと考えられる。

オ ターゲット・オーディエンスの選定

ターゲット・オーディエンスに関してはどうだろうか。実際、海上自衛隊がターゲット・オーディエンスとしてどの国のどの層の人々を対象としていたかは不明であるが、発信した結果等から簡単に分析してみたい。海上自衛隊による発信は、主として訓練等の実施による部隊の行動を通じた発信、その活動を紹介するホームページによる発信、大臣及び海上幕僚長並びに訓練指揮官による記者会見のほか、メディアや有識者に話題として取り上げられることによる第三者による発信などがある。これらの発信における使用言語は、主として日本語及び英語である。そのため、ターゲット・オーディエンスは、主として日本国民、英語を解する訪問国及び世界の政府関係者、一般国民、メディアなどが対象となり得た。

今般の訓練は、一部外国メディアの報道でも取り上げられていたが、全体と

我が国の戦略的コミュニケーション (SC) の現状と今後とるべき方策 (味崎利光) してどの程度の発信効果があり、ターゲット・オーディエンスに対してこちらが意図する影響をどの程度与え得たのかを検証するにはさらなる調査・研究が必要である。

(3) 我が国の安全の確保に係るSCの取組

2016年1月以降2017年11月までの間、北朝鮮は3回の核実験に加え、我が国を飛び越えたものやICBM級の長射程のものを含む40発もの弾道ミサイルの発射を行った⁷⁷。北朝鮮はこれまでにも弾道ミサイルの発射や核実験を行ってきたが、この2年間は過去に例をみないほどの頻度で弾道ミサイルを発射し、かつ射程の延伸など軍事技術の急速な進展も図られたため、アジアのみならず世界中の人々に対しても懸念を抱かせた。このため、この頃の東アジアの安全保障環境は極度に悪化し、軍事的緊張も高まった。

ア メッセージの簡潔性・一貫性及び発信の適時性並びに日米連携

この北朝鮮による核ミサイルによる脅威が高まった期間、海上及び航空自衛隊はミサイル発射や核実験が生起した場合に米軍との共同訓練を都度実施し、その際にこれらを公表した。2015年4月に日米で合意した「日米防衛協力のための指針」では、「日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる」とし、その中で「柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施する」こと、及び「日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する」こととしている78。これを踏まえると、自衛隊及び米軍は北朝鮮の核ミサイル開発に対する抑止措置の一つとして共同訓練を実施し、日米間で調整の上、戦略的にメッセージを発信したものと解釈できる。

具体的には、2016年9月9日に北朝鮮による核実験が行われた4日後の9月13日、航空自衛隊第8航空団の2機のF-2は、米空軍第34遠征爆撃飛行隊(グアム)の2機のB-1Bと九州周辺の訓練空域において日米共同訓練を実施した⁷⁹。この「4日後」という時間について、即応性や俊敏性という SC の原則と照らしてみた場合、「4日」という比較的短時間での実施は、北朝鮮に対して相応のメッセージとして確実に伝わるものと考えられ、高く評価できる。また、このようなカウンター・メッセージを至短時間で発信する際の要件として、現場

レベルへの権限の委譲という点が重要であることを1節において指摘したが、 そのような体制が確保されていたかは不明であるものの、極めて限られた時間 で今回のような行動がとられたという事実から判断すれば、そのような体制が ある程度確保されていた可能性がある。

一方、当該訓練は、米インド太平洋軍のホームページ上でも公表されているが、米インド太平洋軍は、「北朝鮮への核実験への対応」であることを明示している⁸⁰のに対し、自衛隊の公表では、単に共同訓練の実施したことのみの内容となっている。細かい点ではあるが、SC のメッセージの一貫性及び簡潔性の観点を踏まえると、改善の余地があるのではないかと考える。

また、2017年11月12日、海上自衛隊は、日本海において「ロナルド・レーガン」、「ニミッツ」、「セオドア・ルーズベルト」の米空母3隻を含む米艦艇と共同訓練を実施し、当日公表した⁸¹。インド太平洋軍もほぼ同時期にこれを公表したが、米軍の公表では、日米共同訓練という内容の公表ではなく、3個空母打撃群が西太平洋で訓練を開始したという内容であり、日米で共同訓練が行われたことに関しては一切言及していない⁸²。この差異についても、何らかの政策判断が働いたのか、単に調整・連携不足だったのかは不明であるが、先述の空軍種間の共同訓練のときと同様、メッセージの一貫性及び簡潔性の観点から日米間でメッセージを統一できればより効果的となり得るため、さらなるSCの連携が望まれる。

イ 発信手段の多様性

さらに、発信手段という点では、自衛隊がプレスリリースのみであったのに対し、インド太平洋軍は、「この訓練は同盟国とインド太平洋の平和と安定を安全に保つことへの米国の強固なコミットメントの証である」というキャプション入りでミュージック付きの迫力のある1分程度の動画も11月13日に公開した83。このように、単なる文字や写真のみではなく、動画も公開した方が、メディアを含め拡散の効果が高まると考えられることから、自衛隊も大いに参考にすべきである。

ウ 小括

2節では我が国の SC の取組について、政府の公刊文書や報道発表資料などの公開情報を中心に調査し、外部的にこれを分析した。その結果、自由で開かれたインド太平洋を実現するという政府が掲げるメッセージと海上自衛隊や

海上保安庁の活動との言動の一致、これに関する政府内での統一した発信、防衛省と外務省との広報上の連携など、我が国の SC としての取組を確認することができた。また、我が国の安全保障に係る SC の取組に関しては、自衛隊と米軍による共同訓練の実施を通じて、強固な日米同盟と高い相互運用性、さらに日本を防衛する意思と高い能力を行動で示すというメッセージを発信することで84、北朝鮮のさらなるエスカレーションを防止することが試みられたわけであるが、その際の報道発表内容に関しては日米の差異が認められ、メッセージの一貫性・統一性という面で改善の余地があることが分かった。

これらの政府としての SC の取組に関し、国家安全保障局、外務省、防衛省、海上保安庁等の省庁間の調整に関する枠組みは存在しているものと推察されるが、米国や英国のように SC の定義、原則などの概念が、政府内においてきちんと整理されているのか、また、防衛省レベルでみた場合に、内部部局と陸海空の各幕僚監部との役割分担や省内における政策部門と広報部門との任務分担などについて、きちんと整理されているのかどうかは不明である。ただ、米国や英国の SC 政策の歴史を踏まえると、これらの国々の SC 政策は、2000年代から実施されてきているのに対し、日本の SC 政策の始動は、早く見積もっても 2012 年末以降とみられ、2018 年末の新防衛大綱において、ようやく「戦略的なコミュニケーション」という言葉が登場したことなどを考慮すれば、我が国の SC 政策はまだ緒に就いたばかりと考えるのが自然である。したがって、今後我が国政府が、SC 政策を本格化させていく上でのとるべき方策について、これまでの欧米の SC に関する分析結果や我が国の SC の取組状況を踏まえつつ、次節において白紙的に論じてみたい。

3 我が国へのインプリケーション

(1)概念整理と普及

1節でみたように、米国や英国などでは、政府において SC の概念が整理されるとともに、これらを体系化・制度化して文書として公開されている。このため、政府の全職員が SC に関する認識を共有することができるとともに、SC 政策の実効性を向上させることが期待できる。翻って我が国の場合はどうだろうか。新防衛大綱では SC の取組を強化するとの方向性は示されたものの、SC 自体の概念の整理がしっかりとなされているとは言えない。それはなぜか。その理由の一つとして考えられるのは、SC の概念の理解の難しさからくる問題である。2012 年に米国防総省が、SC という用語が持つ意味の曖昧さによる人

員、組織、機能の重複の問題を指摘し、より適切な表現である CS という用語に変更したことは既に述べた。用語による混乱が生じたことが原因としているが、おそらく従来国務省が所掌していた外交や各省庁の広報部門との機能の重複を招き、機能不全に陥ったことが最大の原因ではないかと思われる。仮にそのような問題が米国において起きていたとすれば、類似した行政機関・機能を有する我が国も同じ過ちを犯しかねない。特に、Paul Cornish らが指摘しているように、類似の概念である広報文化外交との関係整理は重要である85。金子将史らによれば、広報文化外交は「自国の対外的な利益と目的の達成に資するべく、自国のプレゼンスを高め、イメージを向上させ、自国についての理解を深めるよう、また、自国の重視する価値の普及を進めるよう、海外の個人及び組織と関係を構築し、対話を持ち、交流するなどの形で関わったり、多様なメディアを通じて情報を発信したりする活動86」と定義されるが、SCの定義と比較してもわかるように、国益の増進のための情報発信という意味では SC とほぼ共通している。このため、外務省所掌の広報文化外交と SC との関係については、よく整理する必要があろう。

このように、我が国も今後 SC を本格化させるのであれば、米国と同様に、 まずは我が国の政策としての SC をきちんと定義し、概念を整理することが重 要である。その際、先行例となる米国や英国の SC 政策の導入経緯や変遷を踏 まえることも必要である。具体的には、米国等における SC の概念整理を参考 に、我が国の SC の政策目的・目標の明確化、手段・手法のリスト化、各省庁 の任務の明示、特に外務省と防衛省の役割の明確化、政府内及び同盟国等との 調整・連携要領の確立など我が国としての SC の考え方や実施要領の全体像を できるだけ具体的に示す必要があろう。 また、SC という用語を使用し続けるこ とについても良く精査する必要がある。さらに、米国等の SC における教訓・ 課題の洗い出しを丹念に行い、予期される問題に対して先行的に措置しておく ことも有効である。例えば、広報文化外交とは基本的考え方や組織・機能の差 異を明確にするだけでなく、問題が生じた場合に円滑に調整を行えるよう政策 調整を行う枠組みを予め決めておく、あるいは、類似する概念や政策など関連 するものも含めた上で全ての概念を整理し直すという方法もある。また、概念 整理や組織の役割分担の明示のみでは不十分である。実際にこれを行う上では、 政策立案者はもとより、政策を実行する機関・組織の実務者、さらにその上司 など関係者に対する正しい概念の理解と普及が SC の実施に不可欠である。そ のためには整理した概念や要領を制度化、手順化し、SC に関する共通の認識を

我が国の戦略的コミュニケーション (SC) の現状と今後とるべき方策 (味崎利光) 政府内で共有・浸透させておくことが、SC 政策実施上の基盤として何よりも重要となる。

(2) SC機能の整備

SC を実践していく上で最も重要なことの一つとして、SC を所掌する組織・機能の整備を指摘したい。1節でも触れたとおり、米国では、NSC スタッフがSC に関する政府レベルでの戦略的な企画を実施しており、国防総省が伝達と関与の重要な貢献者であるのに対し国務省は広報外交の責任者とし、SC に関する国家安全保障問題担当大統領副補佐官ポストを新設し、さらに、国防総省の政策担当国防次官をSCの責任者とした。また、英国においても、NSC が長期的な国家のナラティブを作成すること、国家安全保障補佐官は、SC に関し各省庁の国家安全保障リスク上級官に対する影響力を有すること、さらに、参謀長補佐官(軍事戦略担当)は、関係省庁とのコミュニケーションの調整を行うこととなっている87。

このように、SC は、政府全体で実施すべき国家安全保障政策であることから、我が国においても米国等と同様に国家安全保障局が各省庁を指導する体制が必要である。そのため、国家安全保障局主導の下、SC に関する政府全体の方針を示し、目的を設定した上で、どのタイミングで、いかなるコミュニケーション・ツールをどのように用いて、ターゲット・オーディエンスに影響を及ぼし、政府の政策実現を有利に進めるかということについて、取組の実施に先立ち政府関係者の認識を統一することが重要である。こうした SC に関する政府方針を示すことで、各省庁が当該政策をサポートするような SC を半自動的に実行していくことが可能となり効率的となる。また、国家安全保障局指導の下、関係省庁が SC に関して政策調整を行う枠組みを確立し、平素からこれを定期的に運用することでさらに緊密な連携が可能となろう。

防衛省・自衛隊においても、内部部局及び各幕僚監部に SC を所掌する専門的な部署を設けるだけでなく、トップダウンの指導者主導の体制を確保するため、内部部局においては防衛政策局長を、各幕僚監部においては防衛部長を SC 政策担当官としての役割を付加し、ハイレベルで国家安全保障局や関係省庁を含む省内外の調整を円滑かつ迅速に行い得る体制を確保することが重要と考える。

(3)人材の育成

如何に立派な SC に係る制度を整備したとしてもこれを実際に運用し、実行

していくのは人である。米国、英国及びNATOにおいてもSCを実践していく上でこれに関する豊富な知見を有する人材を確保することの重要性が指摘されている88。このため、まずは政府内におけるSC政策を指導する部署となる国家安全保障局や、SCを実際に政策として実行していくこととなる外務省や防衛省などの担当部署の実務者は、SCに関して習熟することが求められる。これを実現するため、米国や英国あるいはNATOが主催している教育セミナーなどへ担当者を派遣し、SCに関する基礎的事項を習得させ、政府のSC政策の立案に役立てさせることが必要である。また、1節でも指摘したとおり、SCは指導者主導でなければならない。したがって、組織において指導的立場にある上級者ほどSCへの理解とSCをリードしていくための指導力が求められる。そのため、米国や英国からSC専門官を招聘し、関係省庁の高級幹部を対象とした勉強会を開催することや、SCをテーマにした国際会議や学会に参加して知識を拡充すること、さらに、米国や英国との政策協議においてSCを議題として取り上げて、ベストプラクティスや教訓などについて議論することも大変有効であると考える。

ただ注意しなければならないのは、政府機関の実務者の任期は、通常2年程度であり交代が頻繁に行われる。これはSCに限ったことではないが、SCという国家安全保障政策の重要性に鑑み、人材育成に要する期間やSCに係る人的能力の維持も踏まえた適切な人事制度の構築や人事運用が望まれる。このような問題に対処するため、例えば自衛官については、米軍における広報職種のように、SCに関わる部署への配置を念頭に置いたSC専門職種を設置することも一考に値する。ただし、その場合は、人事面で不利益を被らないような処遇の在り方も含め検討されるべきである。

(4) SCにおける米国との連携向上及び第三者による発信の活用

2節において、我が国政府が行っている SC に区分されると考えられる取組に関して、外部から分析した結果、日本政府内でのメッセージの一貫性や簡潔性、関係省庁間の連携、発信手段の多様性や適時性などについては、比較的良く図られていたものと判断された。しかしながら、本文でも指摘したように、米軍との間の SC の連携に関してはさらなる向上の余地があることが認められた。特に、北朝鮮によるミサイル発射や核実験の実施に対して行われる日米共同訓練など我が国周辺における安全の確保に資する活動として実施する日米での共同行動によるメッセージの発信に際しては、日米間でよく認識を擦り合

わせることでその内容を統一し、発信のタイミングを同期させるとともに、政府高官による言葉による発信も同時に行うことで、メッセージ性の効果を最大限に高めるよう努めることが必要である。そのためには、常に現場レベルの調整だけで済ませるのは適当ではない。例えば、米国政府の高いレベルでの意思決定が必要な場合も多いと考えられることから、必要に応じ内部部局と国防長官府の調整枠組みや国家安全保障局と NSC スタッフとの調整など、状況に応じて柔軟に調整できるよう枠組みも必要である。このため、同盟調整メカニズム(ACM)を活用することはもとより、緊急時にも政府レベルで調整できる枠組みを構築しておく必要がある。

また、その際、報道発表や SNS、記者会見などの当事者自身による文字や言葉、写真や動画等の主観的な発信だけでなく、メディアや外国の政府機関・組織、あるいは有識者やシンクタンクなど第三者による客観的な発信を企図することで、国際社会の世論の支持を得られやすい環境を構築する着意も必要である。さらに、我が国の SC 政策の概念をきちんと整理し、それを米国に説明し理解を得ることが、米国との SC の連携をより一層深めていく上で極めて重要と考える。

(5) 防衛交流事業等の活用

国家安全保障局による SC に関する政府方針が示された場合、防衛省としては、政府の SC に最大限貢献するべく、これを効果的にサポートすることが求められる。そのための一つの方法として、防衛交流事業等の活用が有効である。具体的には、防衛省が実施している防衛交流事業や他国軍との共同訓練などの国外関連事業を、政府の SC に関する方針と関連付けることで、政府の SC 政策を後押しする手段に昇華させるというものである。つまり、従来のように、個々の事業を単独のものとして実施して終わりとするのではなく、SC としての意味付けも行い、ターゲット・オーディエンスに対するコミュニケーション・ツールの一つとして利用するのである。そのためには、防衛省において、政府のSC 政策を後押しするためのツールとして活用可能な事業がないかを事前に検討する場や、そのための枠組みが必要となる。また、活用可能なものが認められるような場合には、当該事業を実施する以前の段階で、関係省庁と時期や場所、実施要領等に関する計画を擦り合わせる必要も出てくるであろう。そうすることで、これまで単なる独立した一つの事業が、SC という戦略的な意義を帯びた政策ツールへと生まれ変わり、政府の政策実現に寄与するものへと変化す

る。したがって、防衛省においても、このような一連の調整を行い得る枠組み と、それを円滑に実行に移していくための省独自の計画が必要となろう。

おわりに

本論文においては、まず1節において、米国、英国及びNATO などのSCの定義を踏まえて本稿におけるSCを定義するとともに、米国、英国のSC政策の登場経緯と発展やSC政策の原則などを考察した上でSCを実施する上で重要となる五つの条件(①メッセージの簡潔性・一貫性、②発信手段の多様性、③発信の適時性、④組織間連携、及び⑤ターゲット・オーディエンスの選定)を明らかにした。2節においては、我が国がこれまで実施してきたとみられる「自由で開かれたインド太平洋」の実現に係るSCの取組と、我が国の安全の確保に資するSCの取組に関し、1節で導出したSCの五つ条件を用いて事例分析を行った。最後に3節において、1節及び2節の議論を踏まえた上で、今後我が国政府及び防衛省がSC政策を効果的に実施するためのとるべき方策を考察した。

そもそも SC は、米国や英国などにおいて確立された政策概念であり、我が国にとっては全く新しい概念である。また SC は、米国政府がこれまで統一した概念を定着させることに腐心してきたことからもわかるように、非常に抽象的で難解な政策概念である。このような SC を我が国の政府内部に浸透させ、統一した認識の下で関係省庁が連携し、政府一体となって実施していくには、一定の時間を要するであろう。

しかしながら、先のアフガニスタン作戦においてテロリストが偽情報を流し、 米軍の悪いイメージを世界中に印象づけることに成功したように、あるいはロシアの作戦遂行時における情報支配にみられるように、情報ドメインにおける支配あるいは正当性の確保をめぐる戦いは激化しており、国際社会における我の政策への支持獲得や正当性確保の成否が、安全保障政策の成否に直結すると言っても過言ではない。そのため、国家として政府で一貫した情報を適時に発信し、我が国の理念や正当性を国際社会の組織や政府高官、あるいは外国の国民などの主要なオーディエンスに影響を及ぼし、我が国の政策に対する理解と支持を集めて政策実現を図ることが極めて重要である。さもなければ、如何に優れた政策であっても、また、軍事的手段により優位を収めたとしても、結果として政策目標を達成することは困難となろう。

そのため、3節の冒頭で述べたとおり、SC 政策を本格的に進めるに当たっ

て、我が国としてまず着手しなければならないのは、我が国独自の SC の概念整理と普及である。地に足のついた政策を一歩一歩着実に前に進めていくためにも、SC とは何かを明確にし、概念を整理した上で、これを制度化し普及して関係者・組織間の認識を統一することが極めて重要である。その上で、国家安全保障局主導による関係組織間の政策調整枠組みの構築及び防衛省におけるSC の機能強化が必要となる。さらに、SC に関する専門的な知識を有する人材の育成も同時並行で進めなければならない。また、同盟国である米国との SC の分野における連携強化も喫緊の課題であり、第三者を通じた情報の発信にも着意することが重要である。加えて、防衛省・自衛隊として、省の統一的な方針と計画の下、あらゆる事業を SC に効果的に活用することで、政府が推進するSC に対してより一層効率的かつ効果的に寄与していく態勢が重要であると考える。

また、我が国における SC 機能の向上のためには、上記のような取組に加え、日本国内における SC の調査・研究の活性化を下支えすることも重要であると考える。

_

¹ 「安全保障と防衛力に関する懇談会の開催について」内閣官房内閣広報室(首相官邸ホームページ) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzen_bouei2/dai1/siryou1.pdf> 2018 年 2 月 25 日アクセス。

² 「安全保障と防衛力に関する懇談会(第1回会合)議事要旨」内閣官房内閣広報室(首相官邸ホームページ) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzen_bouei2/dai1/gijiyousi.pdf> 2018 年 2 月 25 日アクセス。

³ 内閣官房「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」(2018年12月18日)、 8.10頁。

⁴ Joseph Samuel Nye 『ソフトパワー: −21 世紀国際政治を制する見えざるカー』山岡洋一訳(日本経済新聞社、2004 年)、26-34 頁。

⁵ Joseph Samuel Nye 『スマートパワー: -21 世紀を支配する新しいカー』山岡洋一、藤 島京子訳(日本経済新聞社、2011 年)、14-20 頁。

⁶ Paul Cornish, Julian Lindley-French and Claire Yorke, "Strategic Communications and National Strategy," *A Chatham House Report*, (September 2011) , p.vii.

⁷ Christopher Paul, "Strategic Communication: Origins, Concepts, and Current Debates," *Contemporary military, strategic, and security issues Praeger Security International Series,* (ABC-CLIO, April 2011) , pp.2-3.

⁸ Christopher Paul, ""Strategic Communication" is Vague: Say What You Mean," *Joint Force Quarterly*, No. 56, 1st Quarter, 2010, pp.10-13.

⁹ White House, "National Framework for Strategic Communication," (March 2010), p.2.

- 10 U.S Department of Defense, "Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms," *Joint Publication 1-02* (November 8, 2010), p.226.
- ¹¹ UK Ministry of Defence, The Development, Concepts and Doctrine Centre (DCDC) ,"Strategic Communications: The Defence Contribution," *Joint Doctrine Note 1/12*, (January 2012) , p.1-2.
- ¹² NATO, "NATO Strategic Communications Policy," (September 2009), p.1.
- ¹³ Paul Cornish et al, "Strategic Communications and National Strategy," p.4.
- ¹⁴ Christopher Paul, "Strategic Communication: Origins, Concepts, and Current Debates," p.3.
- ¹⁵ "Mission & History," IDEA HP, 2019 年 5 月 28 日アクセス。
- 16 "What is Strategic Communications?," 16 March 2011, IDEA HP, http://www.idea.org/blog/2011/03/16/what-is-strategic-communications/> 2019 年 1 月 4 日アクセス。

 17 Federation of American Scientists, "International Public Information (IPI) Presidential Decision Directive PDD 68," (April 30, 1999) http://www.fas.org/irp/offdocs/pdd/pdd-68.htm (2019 年 1 月 4 日アクセス)。
- ¹⁸ U.S Department of Defense, "Report of the Defense Science Board Task Force on the Creation and Dissemination of All Forms of Information in Support of Psychological Operations (PSYOP) in Time of Military Conflict," (May 2000), pp.9-14.
- 19 Norberto Menendez, "Theory as Foundation for Strategic Communications Doctrine," (paper submitted to the Joint Military Operations Department. U.S. Naval War College, 2009) 2 頁及び矢野哲也「米国のストラテジック・コミュニケーション(SC)政策の動向について」『防衛研究所紀要』第13巻第3号(2011年3月)3頁参照。
- ²⁰ 矢野哲也「米国の SC 政策の動向について」 6 頁。
- 21 同上、6頁。
- 22 同上、6-7 頁。
- 23 同上、7頁。
- ²⁴ U.S Department of Defense, *Report of Defense Science Board Task Force on Transition to and from Hostilities*, (Washington, DC, December 2004), pp.67-10.
- ²⁵ U.S Department of Defense, Report of Defense Science Board Task Force on Strategic Communication, (Washington, DC, January 2008) .
- ²⁶ 矢野哲也「米国の SC 政策の動向について」 9 頁。
- ²⁷ U.S Department of Defense, "Quadrennial Defense Review Report," (February 2006) , pp.91-92.
- ²⁸ Joint and Coalition Operational Analysis (JCOA) Division of the Joint Staff J7, *Decade of War, Volume 1 Enduring Lessons from the Past Decade of Operations* (Washington, DC, June 15, 2012), pp.11-12.
- ²⁹ Ibid., pp.11-12.
- ³⁰ これらの報告書は、米国の SC 政策に関する最上位の文書(公表ベース)とみられる。
- ³¹ White House, "National Framework for Strategic Communication," (March 2010), p.2.
- ³² Ibid., p.3.
- ³³ Ibid., pp.4-5.
- ³⁴ Ibid., p.7.
- ³⁵ Ibid., pp.7-9.

- ³⁶ U.S. Joint Staff, "Strategic Communications Joint Integrating Concept version1.0," (October 2009)
- ³⁷ Ibid., p.2.
- 38 米国では SC に代わる用語として CS を使用しているが、米国の CS の概念は SC と同一であると考えられることから、本稿では便宜上、2つの用語を区別せず原則として SC という用語で統一する。
- ³⁹ George E. Little, Assistant to the Secretary of Defense for Public Affairs, "Memorandum for Commanders of the Combatant Commands," (November, 2012) .
- ⁴⁰ U.S. Joint Staff, "Commander's Communication Synchronization," *Joint Doctrine Note 2-13*, (December 2013) .
- ⁴¹ 青井千由紀「安全保障と防衛力に関する懇談会勉強会プレゼンテーション概要」内閣官房内閣広報室(首相官邸ホームページ) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/Anzen bouei2/dai5/siryou5.pdf > 2019 年 1 月 4 日アクセス。
- ⁴² US Government Accountability Office, "US Public Diplomacy Actions Needed to Improve Strategic Use and Coordination of Research," (July 2007) , pp.36-37.
- 43 鶴岡路人「イギリスと防衛外交・防衛関与-概念の変遷と英国ブランドー」『笹川平和財団民間防衛外交研究事業国別事例調査報告シリーズ1』(2018年9月)、1-8頁。
- ⁴⁴ UK Government, "Securing Britain in an Age of Uncertainty: The Strategic Defence and Security Review," (October 2010) , pp.67-68.
- ⁴⁵ UK MOD DCDC, "Strategic Communications: The Defence Contribution," JDN1/12.
- ⁴⁶ 例えば、UK MOD DCDC, "Strategic Communications: The Defence Contribution," p.3-3,3-5.3-7.
- $^{\rm 47}$ Mark Laity, "NATO and Strategic Communications," *The Three Swords Magazine* 33, (2018) , pp.68-70.
- ⁴⁸ 例えば、UK MOD DCDC. "Strategic Communications: The Defence Contribution," p.3-4.
- ⁴⁹ White House, "National Framework for Strategic Communication," p.3.
- ⁵⁰ U.S Department of Defense, "Department of Defense Report on Strategic Communication," p.3.
- 51 内閣官房「国家安全保障戦略について」(2013年12月17日)、31頁。
- ⁵² 内閣官房「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」(2013 年 12 月 17 日)、 26 頁。
- 53 内閣官房、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、8.10頁。
- 54 外務省「平成 25 年版外交青書」(日経印刷、2013 年 10 月 24 日)、207 頁。
- 55 外務省「平成27年版外交青書」(日経印刷、2015年10月27日)、237-238頁。
- 56 外務省「平成30年版外交青書」(日経印刷、2018年9月20日)、234頁。
- ⁵⁷ Chiyuki Aoi, "Japanese Strategic Communication: Its Significance as a Political Tool," Defense Strategic Communications, Volume 3 (Autumn 2017), p.72.
- 58 外務省、平成30年版外交青書、13頁。
- 59 同上、13 頁。
- 60 同上、13 頁。
- 61 内閣官房、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱、2,14頁。
- 62 同上、14 頁。

- 63 海上自衛隊ホームページ「平成 30 年度インド太平洋方面派遣訓練部隊(ISEAD18)」 <http://www.mod.go.jp/msdf/operation/cooperate/kaga-inazuma-suzutsuki/>2019 年 1 月 27 日アクセス。
- 64 同上。
- ⁶⁵ 海上自衛隊プレスリリース「平成 30 年度インド太平洋方面派遣訓練の実施について (平成 30 年 8 月 21 日)」 http://www.mod.go.jp/msdf/release/201808/20180821-02.pdf 2019 年 2 月 8 日アクセス。
- 66 例えば、日テレ NEWS24「護衛艦「かが」をインド太平洋地域に派遣へ」(2018年8月 21日配信) https://headlines.yahoo.co.jp/videonews/nnn?a=20180821-00000110-nnn-pol">https://headlines.yahoo.co.jp/videonews/nnn?a=20180821-00000110-nnn-pol
- 67 海上自衛隊ホームページ「平成 30 年度インド太平洋方面派遣訓練部隊(ISEAD18)」 < https://www.mod.go.jp/msdf/operation/cooperate/kaga-inazuma-suzutsuki/>2019 年 1 月 27 日アクセス。
- ⁶⁸ 統合幕僚監部報道発表資料「統合幕僚長によるライシナ・ダイアローグへの参加について(平成31年1月11日)」 http://www.mod.go.jp/js/Press/press2019/press_pdf /p20190111_02.pdf > 2019年2月23日アクセス。
- 69 例えば、インドネシアの報道は、https://megapolitan.kompas.com/read/2018/09/19/05593321/melihat-js-kaga-kapal-pengangkut-helikopter-milik-jepang > を参照。インドの現地報道は、https://economictimes.indiatimes.com/news/defence/india-japan-navies-hold-joint-military-exercise-in-vizag/videoshow/66144316 .cms > を参照。2019 年 2 月 7 日アクセス。
- 70 < https://pia.gov.ph/news/articles/1012188>2019 年 2 月 7 日アクセス。
- 71 <https://www.youtube.com/watch?v=RZijJC9VCFc>2019年2月7日アクセス。
- ⁷² 例えば、CNN Philippines「Duterte tours Japanese military ship in PH」 (September 2, 2018) http://cnnphilippines.com/news/2018/09/02/duterte-japan-ship-visit.html > 2019 年 2 月 7 日アクセス。
- 73 外務省在シンガポール日本大使館ホームページ「護衛艦「かが」の来星(2018 年 10 月)」 < https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/diplomacy_kaga_20181023.html > 及び外務省在フィリピン大使館ホームページ「ドゥテルテ大統領の海上自衛隊護衛艦「かが」への乗艦について(平成 30 年 9 月 4 日)」 < https://www.ph.emb-japan.go.jp/ Itpr en/00 000623.html > 2019 年 2 月 7 日アクセス。
- ⁷⁴ 海上保安庁報道発表資料「海賊対策のため巡視船えちごを豪・比へ派遣します!」 (平成 30 年 10 月 23 日) https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h30/k20181023/k181023-1.pdf> 2019 年 2 月 16 日アクセス。
- ⁷⁵ 内閣官房内閣広報室(首相官邸ホームページ)「巡視船「えちご」における安倍内閣 総理大臣訓示(平成 30 年 11 月 17 日)」 https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2018/1117kunji.html > 2019 年 2 月 16 日アクセス。
- ⁷⁶ The Australian ホームページ「Japanese Prime Minister completes historic visit to Darwin (November 17, 2018)」 2019 年 2 月 16 日アクセ
- ⁷⁷ 防衛省「平成 30 年版防衛白書」(日経印刷、2018 年 9 月 1 日)、45 頁。

- 81 海上自衛隊プレスリリース「米海軍との共同訓練の実施について(平成 29 年 11 月 12 日)」 < http://www.mod.go.jp/msdf/release/201711/20171112-01.pdf > 2019 年 2 月 9 日アクセス。
- 83 <https://www.youtube.com/watch?v=SPjzrDhpcCA>2019 年 2 月 9 日アクセス。
- 84 例えば、「防衛大臣記者会見概要(平成29年11月14日)」を参照。
- 85 Paul Cornish et al, "Strategic Communications and National Strategy," p.5.
- 86 金子将史、北野充『パブリック・ディプロマシー戦略』(PHP 研究所、2014 年)、27 頁。
- ⁸⁷ UK MOD DCDC, "Strategic Communications: The Defence Contribution," pp.3-11.
- ⁸⁸ 例えば、NATO, "NATO Military Concept for Strategic Communications," (July 21, 2010), p.9.

⁷⁸ 防衛省「日米防衛協力のための指針」(2015年4月27日)、3-4頁。

⁷⁹ 航空自衛隊プレスリリース「米空軍との共同訓練の実施について (平成 28 年 9 月 13 日) | http://www.mod.go.jp/asdf/news/houdou/H28/0913.pdf> 2019 年 2 月 9 日アクセス。

⁸⁰ 米インド太平洋軍ホームページ「U.S., Republic of Korea Conduct Strategic Display of Air Power (September 13, 2016)」 2019年2月9日アクセス。